

静岡市報	号 外 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 発 行 所 静岡市役所 編集兼発行人 静岡市長 発 行 日 毎月 1 日・随時
---------------	---

告 示

静岡市告示第442号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同法第11条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

静岡市長 難 波 喬 司

記

1 形質変更時要届出区域

静岡市駿河区国吉田二丁目130番 6、156番 5、156番 8、2042番及び2043番並びに中吉田464番 1、464番12、464番14、616番、617番及び619番のそれぞれ一部（別図のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

区域 1：六価クロム化合物

3 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

区域 2：鉛及びその化合物



